

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年三月八日奈良県指令建第一〇二一〇九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年八月二十一日建第九四七七号
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年八月二十一日建第五四一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字野口五九九番三、五九九番六、五九九番七、五九九番八、五九九番九、五九九番一〇及び五九九番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市神楽三丁目九番一六号

株式会社桜ハウジング 代表取締役 山崎純子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字野口五九九番三
水路 大和高田市大字野口五九九番三の一部